

第 1 回守山市地域包括支援センター運営協議会 議事録（要旨）

会議名	第 1 回守山市地域包括支援センター運営協議会
開催日時	令和 6 年 6 月 3 日（月）午後 2 時から午後 3 時45分まで
場所	守山市役所 3 階34会議室
委員出席者	清水会長、藤本委員、番川委員、小川委員、廣田委員、兼松委員、則本委員、渕上委員、門田委員（順不同）
委員欠席者	小西委員
事務局	（健康福祉部）理事 高橋、次長兼所長 池田 （地域包括支援センター） 課長補佐 川島、主事 岡本 前田、主任保健師 松岡 （南部地区地域包括支援センター）所長 渕田 （中部地区地域包括支援センター）所長 山口 （北部地区地域包括支援センター）所長 岩本 （介護保険課）課長 小井 （長寿政策課）課長 木村、係長 青木
会議の次第	1 開会 2 報告事項 （1） 守山市地域包括支援センター運営協議会の年間スケジュールについて （2） 令和 5 年度守山市地域包括支援センターの実績について （3） 令和 5 年度圏域地域包括支援センターの事業評価・収支報告 3 協議事項 （1） 指定介護支援事業者への第 1 号介護予防支援事業の一部の包括的な委託について 4 その他事項 （1） 介護予防支援インセンティブ交付金の創設について
会議資料	・ 令和 6 年度第 1 回守山市地域包括支援センター運営協議会次第 ・ 守山市地域包括支援センター運営協議会要綱 ・ 守山市地域包括支援センター運営協議会の年間スケジュールについて 資料 1 ・ 令和 5 年度守山市地域包括支援センターの実績について 資料 2 ・ 令和 5 年度圏域地域包括支援センターの事業評価・収支報告 資料 3-1 資料 3-2 資料 3-3

	・指定居宅介護支援事業者への第1号介護予防支援事業の一部の包括的な委託について 資料4 参考資料 ・介護予防支援インセンティブ交付金の創設について 資料5
公開・非公開 の別	☒ 公開 ☐ 非公開
傍聴者	なし

1 開会

〈池田次長より開会〉

〈委員の出席者数の確認〉

10名中9名の出席により、本会議は成立。

2 報告事項

(1) 守山市地域包括支援センター運営協議会の年間スケジュールについて

事務局	資料1をもとに報告。
委員	質問事項等特になし

(2) 令和5年度守山市地域包括支援センターの実績について

事務局	資料2について説明。
廣田委員	地域ケア会議推進事業について。地域ケアシステムの中で、地域ケア会議は重要な位置づけとなっている。地域ケア推進会議は個別課題を吸い上げて施策に反映させていくという位置づけだと思うが、個別会議で出た課題をどのように推進会議で取り扱って、反映されているのか。具体的な例があれば教えていただきたい。
事務局	具体的に、高齢者のゴミ出し支援や移動支援について、推進会議で課題として上がっている。ゴミ出し支援については、ごみ減量推進課、障害福祉課を交える中で、どのような支援が必要か検討中。移動支援については、都市計画・交通政策課との協議や、長寿政策課の福祉有償運送について検討を昨年度進めていた。
番川委員	総合相談支援業務の相談件数が増えており、素晴らしいと思うが、どのようなことをきっかけに相談に来ているのか。センターに直接来られているのか、どこからかの繋がりがあって相談に繋がったのか、そういったことが分かれば教えてもらいたい。
事務局	南部・中部・北部とも、昨年と比較し1,000件以上増えている。設置をして

	から期間が経過していることから、周知が図られてきているのではないかと いう点と、圏域包括からできるだけ地域に入らせていただき、自治会長さん や民生委員さんとの連携を図るように努めてもらっていることが影響して いると考えている。 対象者や家族の持ち込みでの相談と、民生委員から情報提供いただいている 所が大きい状況。
清水会長	量的な説明があったが、質的に、どのような相談が増えているか等傾向をど のように捉えているか。
事務局	地域や巻き込んだケースや、他課との連携を図っていく必要があるもの等が 多いと感じている。また、背景にはキーパーソンがいない世帯等が多くなっ ている印象。
湧上委員	ごみ出し支援について、吉身学区では、ゴミ出しのボランティア制度を設け、 高齢者のゴミ出しで困っている所を支援するという活動を行っている。市で も検討しているのであれば、自治会と連携を図り、一緒に考えていけたらよ いと思う。
則本委員	権利擁護業務について、大きくは成年後見制度と地域福祉権利擁護事業があ る。地域福祉権利擁護事業は社協が行っており、厚労省では、日常生活自立 支援事業という名称。利用に繋げるという形で書かれているが、受けては社 協。社協に対してどのような支援体制があるのか。県だけでなく、市として も体制を整えるための支援が必要ではないか。数が非常に増えてきており、 1件1件丁寧な対応が求められる。市内では60数件対応している。新規とな っても、なかなか体制を取りにくい。とりあえず金銭管理だけ、というよう な発想を持たれがちだが、日常生活自立支援という意味がある。 実施主体としては、体制上のことで、新規案件は厳しく見ざるを得ないところ がある。包括から繋ぐ案件も、よく社協と話をし、進めていただきたい。 受け手の体制上の問題と、利用者数を伸ばすということが一つの指標となっ ていることについて、とりあえず繋いだという数を指標にしないようにして もらいたい。
事務局	ケース対応の中で、権利擁護事業はなくてはならない事業の一つ。社協さん の、包括以外の相談窓口からの相談件数、全体での対応件数、人員、運営の どこに運営の困難さを持っておられるのか等包括として運営の全体の話 を聞く機会がない。運営状況を教えていただきながら、市全体として支援可能 な部分等を検討する必要がある。
清水会長	権利擁護を狭く虐待や金銭管理とるのか、生活の範囲と広くみるのか、生活 の範囲をどこまで市が担当するのか等、必ずしもきっちり決める必要はない とは思いますが、何をどこまで擁護していくのか、支援していくのか等論点整理

	をする段階に近づいていると思われる。どう支援していくのか、何ができて何ができないのか等、相互の連携をどう構築していくのかというのも今後の課題であると思われる。
兼松委員	総合相談支援業務の相談件数について。 平均したら7,000件/年程度。カウントの方法どのような方法なのか。市民から相談があった件数なのか、包括から確認をしたものも入っているのか。1事例の中で事業所との連絡などについてもそれぞれでカウントされているのか。
事務局	全て圏域に相談や情報として入った部分についてはカウントしており、仰るようなカウント方法。 対応時間については、短期で終わるケースもあれば、長期に渡るケースもあるが、トータルのカウントとなっている。
門田委員	権利擁護業務について。権利擁護という意味では、様々な年代の対象者がいると思うが、高齢者だけを挙げているのか。子供等については、まったく別の事業になるのか。
事務局	基本的には、地域包括支援センターの対象者は高齢者のため、高齢者のみの対応となっている。
湊上委員	一人暮らし高齢者で賃貸住宅の入居や入院等で困っている人が多いと聞く。東京の方では、社協が保証人をしているというような制度を聞く。 将来的には、守山市でも何らかの形でそういった保証人に代わる制度等の仕組みを作っていただければありがたい。検討していただければ。
清水会長	独居で身寄りのない人が増えているというのがニュースになっている。これからの話だとは思いますが、見通しや、守山市で増えているかどうかの統計等はとっているのか。
事務局	統計等はとっていない。 身元引受人のない人、緊急連絡先がない人、亡くなった後に埋葬する人がいない等のケースも少数だがある。民間の事業者でそういったサービスを始めたという話も聞く。どの部分をどういった対象者への支援が適切なのかを先進地の事例を踏まえながら検討する時期に来ていると思う。
則本委員	社協の権利擁護事業の中で、亡くなった場合、契約に基づいてどこまで対応できるのかという所で困ることがある。通常、亡くなった時点で銀行口座は凍結するというのが原則だが、身寄りのない方は、一部支払いができていない場合等グレーゾーンではあるが、支払い等の対応をすることがよくある。 権利擁護事業は高齢者だけではなく、障害者等、様々な人が対象となっているため、縦割りではなく、行政として、政策として展開しなければならない事だと思う。

	その上で、例えば保証人制度があるのであればそういった事業を社協や別の法人でやってみないかという提案をしていただくべきものだという風に思う。
清水会長	生活保護でも、亡くなるまでは色々と対応できるが、本人が亡くなってからは権利も義務もない。時代背景もあり、親類の支援が少なくなっている。色々な施策が整ってきているが、どのような網を張っていくのか、提案してもらえるとありがたい。
渕上委員	成年後見制度を利用しているが、契約者が亡くなった時点で契約解除になるため、原則的には、成年後見人であってもタッチできない。亡くなった後の支援についての方向性のある程度示していただけるとありがたいと思う。
藤本委員	有料老人ホームから緊急で入院させてほしいという連絡が来ることがある。他の疾患センターに聞いていても、サービス付き高齢者住宅や有料老人ホームからの相談が増えている。家族が住まいを探していると、「認知症の看取りまでします。」と言われて有料老人ホームなどに入ることがある。 行政の目や介護保険制度の入っていない有料老人ホームが増えており、心配している。また、全ての業者が悪いかは知らないが、住宅の紹介業者の紹介で有料老人ホームに入居した場合が時々ある。言われた方が調べるべきなのだと思うが、家族なので、「看取りまで大丈夫」と言われると、大丈夫だと思ってしまう。行政の目が入っていないところがこれからの課題だと思う。 また、セキュリティがしっかりしたマンションに住む高齢者は、近所の目が入りにくく支援に困ったケースがある。
清水会長	今後の市としての方向はどうか。
事務局	前回の運営協議会でも、サービス付き高齢者住宅や有料老人ホームの高齢者の生活の実態把握という課題を教えていただいていた。包括では、マンションに居住され、住民票を移していない人の支援等を行っているという実態がある。 昨年度は、リゾートマンション近くの会館を借りて教室を実施する等を行った。有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅にも積極的に働きかけていきたい。
清水会長	サービス付き高齢者住宅等については、緊急対応ができないところが増えてきていること等、国も考え始めている。国の方でも仕組み作りの検討会やワーキングが立ち上がるのではないと思うが、それを見てするのではなく、問題点が出てきている状況なので、我々としてできることを考えてもらいたい。
藤本委員	かなり頑張っている施設もあるが、頑張りすぎて、中で抱え込んでしまっている所がある。無理をせず、どこかで手放すことも必要かと思う。

廣田委員	住宅部局との連携が大切になってくると思う。国は一緒にやるように言っているが、県や市ができているかという、バラバラに動いている気がする。公的なサービスではなかなか支援できない部分をどう行政同士で連携してやっていくかというのが大きなテーマになってくるのではないかと。住むところが無ければ生活も成り立たなくなるため、住むところの確保と、最後まで安心して住み続けられるように市単位で連携してやってもらえるような場があれば、民間も一緒に参入していけるのではないかと感じる。
------	---

(3) 令和5年度圏域地域包括支援センターの事業評価・収支報告

事務局	資料3-1、3-2、3-3について説明。
小川委員	3圏域とも苦勞して支援している様子が伺える。 資料の囲い込み防止について。ABCの付け方が難しい。なにか指標があった方がよいのではないかと。自法人への紹介が一つの手法なのかかわからないが、ABCのランクの付け方の物差しみたいなものがないと、偏り度合い等が曖昧になってくるのではないかと。今後、指定居宅の方に包括的な委託という方向性も考えられていると思うが、このあたりの自己評価の在り方や、情報提供や決定支援の偏りもポイントになってくるのではないかと。
事務局	特に基準を設けているわけではない。基幹としては、評価を見させていただいて、「サービスに至るまでの合意形成が困難だった。」「明らかにトラブルになりやすいため自法人で担当していただいた。」というようなケースもあるため、自法人の数が多かったら中立性に欠けている、という判断ではない。今後、宿題として検討していきたい。
小川委員	自法人の数が多いのが悪いと言っているわけではなく、物差しがない以上はそれが一つの基準になってしまうのではないかと。致し方ないケースで自法人へ、というのは分らないが、今後のことを考えると、一定のガイドラインや指標を決めておいた方がよいのではないかと感じる。
湊上委員	収支決算書で北部の人件費が高い。これはなぜか考えていくと、高齢者数が多く相談件数が多いため、人件費が膨らむことについては仕方がないと感じた。委託料を高齢者人口の一人当たりや相談件数で割ると、北部が一番安い金額になっている。委託契約であり、それでも了解を得て契約を結んでいるということで、そこには何の問題もないが、次の契約更新の際には、そういった面での考慮も必要ではないか。
事務局	委託料と運営状況については、年2回程度、法人の管理者との会議で運営の状況等の確認、共有をさせていただいている。 今後について、件数というのは一つの手がかりではあるが、1件のケースの重みも違うため、法人とも相談を重ね、適切な価格というのを、法人と合意

	を図ったうえで対応していきたいと思う。
番川委員	ネオベラヴィータという自治会で、地域の中を歩いたり、自主的な行事に顔を出したり、地域の高齢者の方と接点を持つようにしている。いつも参加していたのに休み出した人を訪問して、体調を崩されているのか、何か他に事情があるのか等を早期発見して介入できればという風に考えて活動している。また、話し方が変わった人等についても、地域包括や医療機関等に繋ぎ、できるだけ重症化を予防できたらと考えている。 行政の動き等は関係なくフリーで地域活動として動いている所ではあるが、地域包括も自治会などの地域の力を大いに使っていただいて、より有効に活動していただければと思う。
清水会長	地域のプロファイリングという概念は、地域のことはもう見ているから、相談もあるからわかっているとかそういうレベルの話だけでなく、今番川委員がおっしゃったように、ニーズが動いており、プロファイリングが変わっている。ニーズに対してどのようにサポートしていくかは、資源の問題。ニーズと資源を常に書き出して、図示する。プロファイリングするために、日頃から地域に出での相談や社協、民生委員、商店街等からの情報収集に努める必要がある。そういったことをシステムティックに行い、ここの地域はこういう動きをしているというのをチェックできるようなそういう仕掛けを、住民の方と一緒に何か作っていけるようなものを長期的に根付いていけたらよいと思う。 地域理解、地域診断、地域アセスメントを行っていくことでよりきめ細かい支援ができると思われる。

協議事項

(1) 指定介護支援事業者への第1号介護予防支援事業の一部の包括的な委託について

事務局	資料4、参考資料について説明。
清水会長	手続き上の簡素化につながる。特に問題ないと思う。
則本委員	この改正によるメリットは、どのくらい支援がやりやすくなるのか。想定だとは思いますが、どのくらい要支援者の人の負担が減るのか等、数字が分かれば教えてもらいたい。
事務局	現行法改正前は、介護予防支援と介護予防ケアマネジメントについては、地域包括支援センターが利用者と直接契約をして利用していただいていた。居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けられることによって、契約の方法が介護予防ケアマネジメントと介護予防支援で異なることになる。 福祉用具等を利用している場合、介護予防支援として居宅介護支援事業所と直接契約できるが、福祉用具を利用しなくなった場合等で介護予防ケアマネ

	ジメントに移行してしまい、市との契約が必要になる。 数字としては、大まかな数字にはなるが、介護予防支援の方は450～500人程度、介護予防ケアマネジメントの方が150～200人程度。全ての居宅介護支援事業所が指定をお受けいただいた場合、450～500人について、包括的な委託契約をさせていただくイメージ。
番川委員	ケアマネジャーの数が厳しいという話を聞くが、これが増えることによって、居宅介護支援事業所への負担はどのように予測し、考えておられるか。
事務局	この制度ができることで、移行の部分で、ケアマネジャーさんの負担軽減にも繋がるものと考えている。
藤本委員	要支援を受け入れられる居宅介護支援事業所があまり多くないという認識がある。要支援の方のケアマネジャーを探すのが大変なので、栗東や野洲の居宅介護支援事業所へお願いしているという実態がある。資料を見ると、これは全て要支援受け入れ可能なのか。
事務局	事業所の方向性として要支援の方を受け入れできないという事業所もある。介護保険課が認定申請をされたときに居宅介護支援事業所の空き情報を記載した資料をお渡ししている。 ケアマネジャーが足りているか不足しているかは、実態が分からず、今年度介護保険課にて調査を行い、ケアマネジャーの不足状況について明らかにしたいと思っている。足りないかどうかという一方で、予防の単価が低いということで、予防のプランを敬遠されるということがあり、余裕があっても受けていただけないという場合もある。その辺りの手当として、補助金という形をさせていただいている。
清水会長	この件につきましては、形式上の手続き上の簡素化、量的な面での簡便さということでも良いだろうということで、了承いただけるということでよろしいか。
事務局	補足だが、圏域包括の囲い込み防止の所に載っている事業所は全て市と契約を結び、要支援者を受け入れ可能な事業所。要支援者については、8～9割は市内、1～2割程度市外の居宅介護支援事業所に担当していただいている状況。

4 その他事項

介護予防支援インセンティブ交付金の創設について

事務局	資料2について説明。
廣田委員	交付金の目的は、要支援認定者および介護予防日常生活支援事業対象者の介護予防の推進とあるが、ケアプランを立てることと、サービスを提供するということの両輪が回らないと、介護予防の推進には絶対に繋がらないと考え

	ている。今回少しだけ見直されたが、総合事業については、守山市が決定できるにも関わらず、平成29年に始まってから見直しがされていない。例えば通いのサービスは、恐らく7～8割を1法人が支えており、赤字を出して通いのサービスをやっている。 そのため、本来は両輪で見直しをかけていかなければ、本当に持続の可能性がないと考える。具体的には、単価を見直すか、基準を緩和するかの2通りしかないと思う。そのあたりは、ご検討いただかなければ、市にとって良くない状況が起こりかねないと危惧している。
事務局	総合事業の設計、単価の見直し等、事業所さんにも利用していただく利用者の皆さまにも選択肢がないということで、課題だと認識している。今年度についても、今後どうしていくかという議論を始めている。全て一度にできると良かったが、まずは、ケアマネへの支援ということで、見直しを図ったところ。総合事業についても市が設計を見直すことが必要だとは思っているの で利用者の状況も踏まえながら検討していく。
清水会長	契約を重視するとそういう問題が出てくる。基本的な部分(報酬額等)は市が担い、リソース(サービス)の部分は契約であることがある。あらゆることを契約にすると、今みたいなことが出てきて、こちらはやったけど、こちらはやっていない等困る場面がある。リソース自体がマネジメントもサポートもなかなか出てこないという事になってきたら、契約という建前自体が維持できなくなっているという感じもする。契約は色々あるから選択できるわけで、これが本当に絞られてきているというような、契約の意味、契約のシステム自体が機能しなくなる恐れがあるということを仰っているのではない かと思う。 今回の事業自体は良い案だと思う。ただ、全体的な契約自体は、契約する所自体が少なくなっているのに、契約する方向に伸ばしていくというような、インセンティブの在り方は全体を考えていく必要があると思う。これ自体は良い制度だとは思 う。
小川委員	昨年度の運協でもインセンティブ交付金の話をしていた。実際に事業として動き始めたことについては、非常に評価するが、広報が追い付いていないと思う。4市の居宅が対象になっていると思うが、市内市外の居宅にどの程度行き届いているかという事が1点。例をとって申し訳ないが、栗東市で同様の交付金を出されており、それに基づいて若干色付けがある守山市のインセンティブ交付金だと思うが、申し訳ないが、栗東市の交付金の実態としてほぼ動いていないという話を聞いている。動いていない理由としては、圧倒的にケアマネジャーが少ないという実態が露わになってきているということを含め、一概に4,500円と言っているが、4,500円もらえる事業所は少ないよ

	うに感じる。大方の事業所はC～Eの区分になることが予測されるが、四半期毎の事務手続きを、居宅が1件500円のためにどれだけするのかという風になると、なかなかそこに費やす時間を一般の居宅を増やしていった方が得だという判断になってしまいがち。 まずは、これでスタートして、どれだけの実績が上がるか検証を行い、しっかり確保された交付金を有効活用できるような仕組みにしていってほしい。彦根市はケアマネジャーの単価や人数が圧倒的に少ないと訴え、予防・介護関わらず、1件につき2千円の加算をしている。それは、ケアマネジャーの賃金への還元に繋がるのではないかと思う。今後のケアマネジャーの不足は目に見えているため、予算立てした交付金が良い形で活用されることを願いながら、今後変えていくことも想定しておくべきかと思う。
事務局	仰っていただいたように、事務手間が増えるところはあるかと思う。できるだけ効果検証をしっかりとしながら進めていきたいと思う。ケアマネジャーの負担軽減と予防の方の安定的に実施していただくことを目的としている。 今後についても、高齢者が増えること、予防、要介護1、重度の方等が増えることが見込まれており、そこへの手当をどうしていけばいいのかというのでも合わせて考えながら進めていきたい。
則本委員	予算額としてはどの程度あるのか。
事務局	2つ併せて約700万円。予防の指定を条件としており、指定がなかなか出てこない部分も想定していたので、年間というより、今年度は少なめに見積もっている所はある。
藤本委員	レケンビという新しい薬が出ている。この薬は要支援1か、もっと軽いレベルから治療対象になるため、病気として認定されている。臨床で見ていると、要支援1、2をどれだけ支えるかで、後が変わってくる。要支援1、2をできるだけ長くささえると、あとがずいぶん緩やかで、長期に渡って支えられるので、そこが大変重要だと思っている。疾病の時期としては、精神的に色々なことが出てくる時期で、家族が支えるのは大変だが、ピアサポート的な仲間の居場所のような所があると支えられる。後々のことを考えるととても大事な時期なので、頑張りたい。
清水会長	介護予防支援事業を予防的に良くしていくための第一歩。委員の皆さまが言われているように、情報の量や手間と言った、量的な面の再チェックは、よりよい制度にしていくために必要。 この制度について皆さま了解いただけるということによろしいか。
委員	はい。